

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について	1
○ 遺族共済年金補完事業に関する規程の一部改正について	2
○ 長野県市町村職員共済組合組織規程等の一部改正について	2
○ 平成 18 年度変更事業計画及び予算について	9
○ 平成 19 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる 平均給料額について	10

公告第 3 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において議決されたので公告する。

平成 19 年 3 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 46 年制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「組合の長期経理及び全国市町村職員共済組合連合会の」を削る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「別表第 1」を「別表」に改め、同項第 4 号ハ中「7 万円」を「10 万円」に改め、同項第 5 号中「又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 86 条第 1 項第 1 号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、「同条第 1 項第 1 号イからトまで」を「同条第 1 項第 1 号イからへまで」に改める。

第 9 条第 3 項の表中「別表第 2 で定める」を「理事長が別に定める」に改める。

第 14 条第 1 項中「別表第 2 で定める」を「理事長が別に定める」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条第 1 項第 5 号の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

公告第 4 号

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部改正について

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部を次のとおり改正することについては、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において議決されたので公告する。

平成 19 年 3 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部を改正する規程

遺族共済年金補完事業に関する規程（平成 5 年規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 12 条関係）省略

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 7 条の 3 関係）省略

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年 10 月分月額掛金から適用する。

公告第 5 号

長野県市町村職員共済組合組織規程等の一部改正について

長野県市町村職員共済組合組織規程等の一部を次のとおり改正することについて

は、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において議決されたので公告する。

平成 19 年 3 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合組織規程等の一部を改正する規程

(組織規程の一部改正)

第 1 条 長野県市町村職員共済組合組織規程（平成 10 年規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、経理課、業務課」を「、年金課、医療福祉課」に改める。

第 3 条の見出し中「係」を「担当」に改め、同条中「、係を置き」を「、担当を置き」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(課の事務分掌)

第 4 条 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 組合会、理事会等に関する事
- (2) 議員、役員に関する事
- (3) 公報及び広報に関する事
- (4) 公印の管守に関する事
- (5) 職員（臨時職員含む。）の人事及び給与に関する事
- (6) 職員（臨時職員含む。）の服務、研修、安全衛生及び福利厚生に関する事
- (7) 職員懲戒審査委員会に関する事
- (8) 物品等の購入及び保管並びに処分に関する事
- (9) 車両の管理及び運行計画に関する事
- (10) 局文書の收受、配布及び発送に関する事
- (11) 事務室の管理に関する事
- (12) 業務経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (13) 組合業務運営の総合調整に関する事
- (14) 監査に関する事

- (15) 事務事業の見直しに関する事
- (16) 定款、規則及び規程等に関する事
- (17) 組合の保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事
- (18) 宿泊施設の運営管理に関する事
- (19) 宿泊経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (20) 各経理の事業計画及び予算の総括・調整に関する事
- (21) 事務局の他の課の所管に属さないものに関する事
- (22) 各経理の出納事務に関する事
- (23) 各経理の伝票、帳簿等の整理及び保管に関する事
- (24) 各経理の資金計画及び資金の運用に関する事
- (25) 地方公共団体に対する貸付に関する事
- (26) 各経理の資産の保管に関する事
- (27) 預託金管理経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (28) 各経理の決算の総括・調整に関する事
- (29) 課文書の收受、保管及び整理に関する事
- (30) 課の庶務に関する事

2 年金課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長期給付に関する事
- (2) 年金受給者に関する事
- (3) 年金相談に関する事
- (4) 長期経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (5) 組合員資格に関する事
- (6) 組合員原票の整理及び保管に関する事
- (7) 組合員の給料管理並びに掛金及び負担金に関する事
- (8) 基礎年金に関する事
- (9) 連合会基幹システムの管理・運用に関する事
- (10) 課文書の收受、保管及び整理に関する事
- (11) 課の庶務に関する事

3 医療福祉課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 短期給付に関する事

- (2) 老人保健拠出金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等）、退職者給付拠出金及び介護納付金に関する事
- (3) 保険医療機関との調整に関する事
- (4) 短期経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (5) 任意継続組合員の資格及び掛金に関する事
- (6) 被扶養者資格に関する事
- (7) 組合員証等の発行に関する事
- (8) 保健事業に関する事
- (9) 医療費増嵩対策・健康増進事業に関する施策の企画・立案に関する事
- (10) 保健経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (11) 貸付事業に関する事
- (12) 団体信用生命保険事業に関する事
- (13) 貸付経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (14) 物資事業に関する事
- (15) 遺族共済年金補完事業に関する事
- (16) 物資経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (17) 勤労者財産形成事業に関する事
- (18) 財形経理の事業計画及び予算の編成並びに執行に関する事
- (19) 長野県地区共済組合連絡協議会及び長野県保険者協議会に関する事
- (20) 課文書の収受、保管及び整理に関する事
- (21) 課の庶務に関する事

第 5 条の表中

「

係長	課務の分掌及び係員の指揮監督
----	----------------

」を

「

係長	課務の分掌及び担当員の指揮監督
----	-----------------

」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

別表（第 3 条関係）省略

(文書規程の一部改正)

第 2 条 長野県市町村職員共済組合文書規程（平成 10 年規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中「総務課庶務係長」を「総務課担当係長」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 19 条関係）省略

別表第 2 中

「

組合印	縦 8 mm 横 16 mm	【図内文字】 長野県市町村 職員共済組合	年金証書用	業務課長
-----	-------------------	----------------------------	-------	------

」を

削る。

別表第 3 の 2 固有事務の表中

「

総務課	14	業務及び宿泊経理の支出伺	課長		
-----	----	--------------	----	--	--

」を

「

総務課	14	業務及び宿泊経理の支出伺	事務局長		
-----	----	--------------	------	--	--

」

に改め、

「

経理課	1	資金の運用計画 (イ) 年度及び月 (ロ) その他のもの	理事長 事務局長		
	2	資産の運用 (イ) 1 件 1 億円以下のもの ((ロ)を除く。)	課長		理事長
		(ロ) 運用予定期間が 1 年を超え、かつ、1 件 1 億円を超えるもの	事務局長		理事長
	3		事務局長		理事長
	4	預貯金等の継続及び解約	事務局長		理事長
	5	縁故地方債の引受け及び償還	理事長		理事長
	6	取引金融機関の指定	事務局長		
	7	決算及び財務諸表の作成	事務局長		理事長
	8	消費税及び法人税等の申告	事務局長		
業務課	1	経理単位相互間の資金の融通	課長		
		資金運用に係る支出伺 短期給付の決定及び通知	課長		理事長

	2	特定疾病の認定	課長		
	3	診療報酬請求明細書の審査	課長		
	4	短期経理の支出伺	課長		
	5	保健事業に係る助成及び交付等	課長		理事長
	6	貸付金の決定及び償還	課長		理事長
	7	物資立替金の償還	課長		理事長
	8	遺族共済年金補完事業の保険料の調定及び支払い	課長		理事長
	9	短期、保健、宿泊、貸付、物資及び財形経理の支出伺	課長		
	10	組合員の資格の得喪	課長		
	11	被扶養者の認定又は取消し	課長		理事長
	12	組合員証の発行及び返還	課長		
	13	国民年金第 3 号被保険者の届出	課長		理事長
	14	負担金、掛金の調定	課長		理事長
	15	長期給付の決定及び通知	課長		理事長
	16	基礎年金の給付事務	課長		理事長
	17	年金受給者に関する調査、報告等	課長		理事長
	18	長期経理及び基礎年金支払経理の支出伺	課長		

を「

	21	資金の運用計画 (イ) 年度及び月 (ロ) その他のもの	理事長 事務局長		
	22	資産の運用 (イ) 1 件 1 千万円未満のもの (ロ) 1 件 1 千万円以上のもの	課長 事務局長		理事長 理事長
	23	縁故地方債の引受け及び償還	事務局長		理事長
	24	取引金融機関の指定	理事長		理事長
	25	決算及び財務諸表の作成	事務局長		
	26	消費税及び法人税等の申告	事務局長		理事長
	27	経理単位相互間の資金の融通	事務局長		
	28	資金運用に係る支出伺	事務局長		
年金課	1	組合員の資格の得喪	課長		理事長
	2	負担金、掛金の調定	課長		理事長
	3	長期給付及び基礎年金に係る事務	課長		理事長
	4	年金受給者に関する調査、報告等	課長		理事長
	5	長期経理の支出伺	事務局長		
医療福祉課	1	短期給付の決定及び通知	課長		理事長
	2	特定疾病の認定	課長		
	3	診療報酬請求明細書の審査	課長		

4	任意継続組合員資格の得喪	課長	
5	任意継続掛金の調定	課長	理事長
6	被扶養者の認定又は取消し	課長	理事長
7	組合員証等の発行及び返還	課長	
8	国民年金第 3 号被保険者の届出	課長	理事長
9	保健事業に係る助成及び交付等	課長	理事長
10	貸付金の決定及び償還	課長	理事長
11	物資立替金の償還	課長	理事長
12	遺族共済年金補完事業の保険料の調定及び支払い	課長	理事長
13	短期、保健、貸付、物資及び財形 経理の支出伺	事務局長	

に改める。

(出納職員任命規程の一部改正)

第 3 条 出納職員任命規程 (昭和 37 年制定) の一部を次のように改正する。

別表中

「

代理出納役	出納職員として任命を受けていない上席の主事の職にある者
-------	-----------------------------

」を

「

代理出納役	出納職員として任命を受けていない主事の職にある者
-------	--------------------------

」

に改める。

(人事取扱規程の一部改正)

第 4 条 人事事務取扱規程 (昭和 42 年制定) の一部を次のように改正する。

別記発令内容欄記入要領中

「

2 昇任	(1) ○○課○○係長を命ずる ○級○号俸 (円) を給する (2) 主任を命ずる ○級○号俸 (円) を給する	・前職を免じなくとも新しい職の発令のみで従前の発令事項は、消滅する。
3 配置替	勤務課又は勤務場所を変更させる場合 ○○課○○係長を命ずる ○○課課長補佐を命ずる ○○課勤務を命ずる	・役付職員 (係長以上) の職名には、その職の属する組織機関名を冠するものとする。
4 兼職	職又は勤務課を兼ねさせ、又は免ずる場合 (1) 任	

	○○課長兼○○課○○係長を命ずる 兼ねて○○課○○係長を命ずる 兼ねて○○課勤務を命ずる (2) 免 ○○課○○係長の兼務を免ずる ○○課の兼務を免ずる	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------	--

」を

2 昇任	(1) ○○課係長を命ずる ○級○号俸 (円) を給する (2) 主任を命ずる ○級○号俸 (円) を給する	・前職を免じなくとも 新しい職の発令のみで 従前の発令事項は、消 滅する。
3 配置替	勤務課又は勤務場所を変更させる場合 ○○課係長を命ずる ○○課課長補佐を命ずる ○○課勤務を命ずる	・役付職員 (係長以上) の職名には、その職の 属する組織機関名を冠 するものとする。
4 兼職	職又は勤務課を兼ねさせ、又は免ずる場合 (1) 任 ○○課長兼○○課係長を命ずる 兼ねて○○課係長を命ずる 兼ねて○○課勤務を命ずる (2) 免 ○○課係長の兼務を免ずる ○○課の兼務を免ずる	

」

に改める。

第 5 条 地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律附則第 2 条第 6 項の規定による年金の支給の手續に関する規程 (昭和 3 8 年制定) は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

公告第 6 号

平成 1 8 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 1 8 年度変更事業計画及び予算については、平成

19年2月28日招集の第132回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成19年3月1日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

公告第7号

平成19年度における任意継続掛金の標準となる額の
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成19年度における地方公務員等共済組合法施行令
(昭和37年政令第352号)第48条第3項第2号の規定による額は、328,000
円である。

平成19年3月1日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎